

農地法第3条許可申請提出書類一覧表

申請書は正・副2部提出してください。(副本の提出書類はコピー可)

番号	書類の名称	添付の要否	備考
1	農地法第3条の規定による許可申請書	全ての方が提出要	ご自身で記載作成してください(行政書士へ委任可)
2	権利を取得しようとする土地の登記事項証明書(全部事項証明書に限ります)	全ての方が提出要	法務局で交付されます(正本はコピー不可です。発行後3ヶ月以内のもの)
3	申請地の位置図(縮尺1000分の1~5000分の1程度で縮尺方位を記入してください)	全ての方が提出要	ご自身で記載作成してください(行政書士可)
4	公図の写し(分間図)※分間図記載例をご覧ください ①周辺の土地の地番・現況地目・所有者氏名・耕作者氏名を記載してください ②申請地は緑色・道路は赤色・水路は水色で着色してください。また水路は水流の流れを矢印で記入してください。 ③縮尺及び方位を記載してください。 ④基本原本ですが、コピーの場合は「原本と相違ない旨」を記載し、日付・氏名・押印してください。	全ての方が提出要	法務局で交付されます(正本へは基本原本ですが、コピーの場合は原本証明をしてください)
5	求積図(地積測量図)	土地の一部貸借等の場合に添付してください	縮尺・方位・求積計算及び総地積を明記してください
6	耕作管理計画書	全ての方が提出要	
7	申請地の現況写真(農地の1筆ごとの利用状況が分かる写真)	全ての方が提出要	デジタルカメラの写真を用紙に印刷したもので結構です
8	耕作証明書	町外に農地をおもちの方	農地のある市町村の農業委員会で交付されます
9	戸籍(除籍)謄本、相続関係図、遺産分割協議書	相続登記が未だ済んでいない方	公証書類はコピー可ですが、コピーの場合は原本証明をしてください
10	申請法人の法人登記簿謄本(履歴事項全部証明)	法人が申請人の場合	法務局で交付されます
11	委任状(※委任事項を明記したもの)	代理人が申請される場合	行政書士又は行政書士法人以外の代理は原則として認められていません
12	法人の定款又は寄付行為の写し	法人が農地を取得する場合	
13	組合員名簿又は株主名簿の写し	農業生産法人であって農事組合法人又は株式会社形態の方が農地を取得する場合	権利を取得しようとする者が農業生産法人で、法人形態が農事組合法人又は株式会社の場合のみ添付してください
14	その他 ※成年後見人による代理申請や法人の申請等の場合には上記の書類以外に添付する書類が必要となる場合があります。 ※個人の申請の場合にも必要に応じて、上記以外の書類の添付をお願いする場合があります。 事前に農業委員会事務局へお問い合わせください。 電話:0558-62-6300		